

人材派遣に関する個人情報適正管理規定

第 1 条 (目 的)

本規定は人材派遣の事業に関する個人情報の適正な管理を行うために設ける。

なお、全社の個人情報の適法かつ適正な取扱いの確保に関する基本的事項は別に定める「個人情報保護規定」による。

第 2 条 (適用範囲)

本規定の適用範囲は、管理部および人材派遣部とする。

第 3 条 (個人情報取扱の範囲と責任者)

個人情報を取り扱う社員の範囲は管理部および人材派遣部社員とし、個人情報取扱責任者は管理部長とする。

第 4 条 (教育および指導)

個人情報を取扱う社員に対し、個人情報の取扱いに関する教育、指導を年1回実施することとする。また、派遣元責任者は少なくとも3年に1回は派遣元責任者講習を受講し、個人情報の保護に関する事項等の知識、情報を得よう努めることとする。

第 5 条 (個人情報の開示等)

個人情報取扱責任者は、派遣従業員等から本人の個人情報について開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等、客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うこととする。更にこれに基づく訂正(削除を含む。以下同じ。)の請求があった場合は、当該請求の内容が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うこととする。また、個人情報の開示または訂正に係る取扱いについて、派遣元責任者は派遣従業員等への周知に努めることとする。

第 6 条 (苦情処理)

派遣従業員等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報に係る苦情処理担当者は派遣元責任者、人材派遣部長および管理部長とする。

(附 則) この規定は、2016年 4月 1日制定、実施する。